

恒久的施設(PE)とは

今回は、国際税務のテーマとしてよくあげられる PE について解説します。

PE とは、Permanent Establishment(恒久的施設)の略語で「**事業を行う一定の場所**」のことをいいます。イメージしやすいのは、支店や、工場が挙げられます。

日本の PE には、支店や事務所等の「**支店 PE**」、1 年超の建設工事または指揮監督を行う場所の「**建設 PE**」、ある事業に関して反復して契約を締結する権限を有する代理人の「**代理人 PE**」の3つの類型があります。諸外国でも基本的に同様の類型に分けられます。

海外企業(外国法人)が、日本で事業を行う場合、PE の有無によって、日本の事業所得に課税されるかが変わります。その他の所得も、PE の有無により課税関係が変わります。(下図参照)

PE において最も問題となる点は、PE の定義は国により異なることと、日本企業が考えなければならないのは、相手国の定義であるということです。

日本企業が、A 国で事業を行う場合、**日本企業が考慮する必要があるのは、A 国の PE の定義**になります。反対に、海外企業が、日本に支店や工場を有している場合、日本の PE の定義を考慮する必要があります。

ここで、日本の PE の定義について、少し説明をします。

日本では、主に**支店 PE**といわれる「支店、事務所、工場、その他事業を行う一定の場所」が PE として考えられるケースが多いです。この支店 PE は、「**場所**」があることが前提になりますが、外国法人が市場調査や、準備等を行うためのみに使用する場所や、在庫の保管や引き渡しのためのみに使われる倉庫などは PE として該当しません。(無条件に倉庫が PE から除外されるわけではないため、注意が必要です)

次に、日本企業の海外 PE について考えていきます。

海外に日本企業の PE があるということは、多くの場合「**海外の事業所得に課税される**」と考えられます。

つまり、日本企業が、海外でも法人所得税の申告・納税を求められるのです。

海外支店の所得は、日本でも課税されますので、二重課税が発生しますが、この二重分については「外国税額控除」により解消されます。

最後に PE リスクが問題になる場面について解説します。

海外の税務当局は、日本の事務所等に納税義務を課すため、この事務所等を PE として認定を試みます。

反対に、日本企業は、納税義務があることや、海外での税務申告等の手間・コストを考え、PE 認定を避けたいですから、可能な限り、PE 認定を受けないようにします。

国際税務通信 Vol.15

PE が問題になる場面として多く考えられるのは、海外駐在員事務所、海外代理人、海外出張者・出向者があげられます。

海外駐在員事務所が営業活動を行っている判断された場合や、海外代理人が日本企業の仕事のみを在宅勤務でしていた場合などは、PE として認定されるリスクが高くなります。

また、海外出張者においては、出張者自身が「役務提供を行う活動自体」として PE 認定されるリスクがあります。

例えば、中国との租税条約においては、一定のコンサルティング役務の提供(任意の 12 ヶ月間に 6 か月超行われる場合)は、PE に含まれるとされています。

反対に考えると、6 か月超いなければ、PE として認定されるリスクは低くなりますので、海外出張に行かせる場合は出張期間や業務内容に注意をすることが必要です。

現在、PE の定義は、租税条約同様、国によって異なります。そして、ビジネス上の必要性から外観を PE に該当する形をとる場合には、PE 認定を回避することは難しくなっています。

国により異なる PE の定義や取扱いについて理解し、現在海外に支店等がある場合は、その運用方法等が、PE に認定される可能性がないかよく考え営業活動を行っていくことが重要です。

【外国法人が日本で事業を行う場合の課税関係】

所得の種類 (法法138)	外国法人の区分 (法法141)		源泉徴収 (所法212① 213①)	
	恒久的施設 帰属所得 (法法141-イ)	恒久的施設を有する法人 その他の 国内源泉所得 (法法141-ロ)		
(事業所得)		恒久的施設を有しない法人 (法法141二)	無 (注1)	
② 資産の運用・保有 (法法138①二) ※下記(7)～(10)に該当するものを除く。		【課税対象外】	無 (注2)	
③ 資産の譲渡 (法法138①三) ※右のものに限る。	不動産の譲渡 (法令178一)	①恒久的施設に 帰せられるべき所得 (法法138①一) 【法人税】	無 (注3)	
	不動産の上に存する 権利等の譲渡 (〃 二)			
	山林の伐採又は譲渡 (〃 三)			
	買集めた内国法人株式の譲渡 (〃 四イ)			
	事業譲渡類似株式の譲渡 (〃 四ロ)			
	不動産関連法人株式の譲渡 (〃 五)			
④ 人的役務の提供事業の対価 (法法138①四)			【法人税】	無
⑤ 不動産の賃貸料等 (〃 五)				20.42%
⑥ その他の国内源泉所得 (〃 六)				20.42%
(7) 債券利子等 (所法161①八) (注5)				無
(8) 配当等 (〃 九) (注5)		【源泉徴収のみ】	15.315%	
(9) 貸付金利子 (〃 十) (注5)			20.42% (注4)	
(10) 使用料等 (〃 十一) (注5)			20.42%	
(11) 事業の広告宣伝のための賞金 (〃 十三) (注5)			20.42%	
(12) 生命保険契約に基づく年金等 (〃 十四) (注5)		【源泉徴収のみ】	20.42%	
(13) 定期積金の給付補填金等 (〃 十五) (注5)		①恒久的施設に 帰せられるべき所得 (法法138①一) 【法人税】	15.315%	
(14) 匿名組合契約等に基づく利益の分配 (〃 十六) (注5)			20.42%	